

## 1. マイナンバー制度導入① ～収集編～

先月に引き続き、マイナンバーについて。まず、収集編。従業員より、マイナンバーを収集する際の注意事項です。

**□ マイナンバーを収集する際には利用目的を特定して通知する。**

- 利用目的は法で定める範囲に限定されていますが、取得の際には、「源泉徴収票の作成」「健康保険・社会保険届出」などの利用目的を通知することが求められます。なお、発生が予想される事務について、あらかじめ複数の事務を利用目的として通知等をする事は可能です。
- なお、利用目的についての本人の同意までは求められていません。



**□ マイナンバーを本人から取得する際には、「番号確認」と「本人確認」を行う。**

- つまり、「番号が間違っていないか」ということと「本人かどうか」を確認するため、顔写真付きの資料により確認。10月から届く「通知カード」の場合は写真がないので、運転免許証などにより「本人確認」を行います。28年1月以降交付を受けることができる「個人番号カード」は顔写真付きであるため、「個人番号カード」のみが提示書類となります。なお、既にいる従業員で身元の確認が十分にできている場合には、通知カードのみなど「番号確認」のみ行います。

「収集」とは、「集める意思を持って自己の占有に置く」こと。例えば提示を受けたマイナンバーのメモをとること、メモを受け取ること。PC等により表示させたマイナンバーをプリントアウトすることを指します。典型的な場面としては、従業員の入社時に書類提示のうえ照合する、または上で述べた提示を受けるべき書類やその写しの送付を受ける、等の場面になります。

また、個人番号の利用開始は来年1月からですが、その前に収集してよいのか？という問題については、事前収集が認められ、個人番号関係事務の準備のために個人番号を含むファイル(特定個人情報ファイル)の作成をしてもよいといわれております(内閣官房マイナンバーHPより)。なお、「個人番号カード」は表面に個人情報(氏名、住所、顔写真等)が、裏面にマイナンバーが記載されており、「表面」については身分証としての利用も想定されているものの、「裏面」のコピー等の提供は、することもされることも禁止されているのでご注意ください。

## 2. マイナンバー制度導入② ～保管・取扱編～

次に、マイナンバーの保管・取扱いについてです。誌面の都合上、要点のみの記載となります。ご了承ください。

- 個人番号に関する事務を処理するために必要な範囲に限って、特定個人情報ファイルを作成する。
- 個人番号に関する事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。これには、①委託先の適切な選定、②安全管理措置に関する委託契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。
- 事業者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。また、従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 個人番号の提供を求めることができるのは、個人番号に関する事務を処理するために必要がある場合に限られる。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号の提供を求めてはならず、また特定個人情報を提供してはならない。なお、特定個人情報を収集又は保管することもできません。何が提供に当たるかということについては、番号法第19条各号に記載されています。

安全管理措置の内容等、個別具体的な話につきましては、ご相談ください。

● 編集後記 ●

今年の高校野球は100周年やら大物の粒ぞろいで大変盛り上がり、連日釘づけでした。先月、神奈川の某所で東海大相模の大きな寄せ書きの応援団旗に「Do your best!」とメッセージを書いたのですが、みごと優勝！優勝の喜びに便乗できてうれしかったです。(秋山)

**あおぞら人事・労務サポート**  
 特定社会保険労務士  
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)  
 三鷹市下連雀 3-38-4  
 三鷹産業プラザ 307  
 TEL:0422-24-8625  
 FAX:0422-24-8605  
 E-mail: info@aozora-sr.com  
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士  
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)